

公益財団法人への移行完了のお知らせ

公益法人申請プロジェクト

委員長 前田彰一

公益財団法人移行に向けた申請と登記が完了致しましたので、お知らせ致します。

J S A Fにおいては、平成21年4月から本格検討に着手し、平成21年11月には総合的な検討を行うための横断組織である「公益法人移行検討プロジェクト」を立ち上げ、平成23年2月の理事会、3月の評議員会に「答申書」を提出し了承を得ました。平成23年度には「答申書」に基づき申請手続きを行う「公益法人申請プロジェクト」を立ち上げ、平成23年10月の臨時評議員会において移行申請に対する最終決定をして頂き、10月28日に申請書を提出しました。本格的な検討開始から3年を経て、平成24年3月21日に内閣総理大臣から認可を受け、4月1日に公益財団法人への移行登記を行うことが出来ました。

公益法人移行に関わる基本方針としての「答申書」を承認して頂くために、平成23年3月13日の評議員会の開催が重要でしたが、3・11東日本大震災の発生により開催が危ぶまれましたが、関係者の努力により無事承認を頂き、申請のステップに進むことが出来ました。

また、東日本大震災の復興に当たっては、J S A F、加盟団体、会員、そして海外からの支援者が全力で支援活動を展開しました。これらの活動は、公益法人制度改革の趣旨に沿ったものであり、J S A Fの存在や公益法人としての意義を再確認する事が出来る等、公益法人移行申請に向けて大きな励みとなりました。

このように、理事会、評議員会、各水域での意見交換等、J S A F会員の御協力を頂くことにより無事に公益財団法人への移行が完了しました。心より感謝申し上げます。

【公益法人移行の背景】

旧民法が規定してきた公益法人（社団法人、財団法人）は、様々な分野の公益目的活動を行う法人として公益法人制度の中で大きな役割を果たしてきましたが、明治時代に民法が制定されて以来、骨格部分の改正がなされず今日まで存続してきており、社会経済環境が変化する中で、種々の問題点が指摘され、これらの弊害を除去するために公益法人制度を変えることを目的に法律が改正されました。

これにより、明治29年に公布された民法を根拠法規として110年にわたり続いた公益法人に関する規定が役割を終えて、新たな法体系に移行されることとなりました。

新法施行により、従来の公益法人（旧民法34条法人における財団法人、社団法人）は、「特例民法法人」として扱われ、新制度施行後5年以内に、「公益認定法人」か「一般法人」かを選択する必要がある、財団法人であるJSAFとして、この課題にどのように取り組むべきか判断する必要が出てまいりました。

JSAFの活動を支える財源は、日体協、JOC、日本財団等からの補助金が多いことから、JSAFが公益法人として認定されていることは将来的にも重要と考えられます。

また、各加盟団体も、国体、インターハイ等に関連して自治体や日体協からの補助金で活動している実態にあることから、上部競技団体であるJSAFが公益法人として認定を受けることは、ナショナルオーソリティとしての位置づけとともに、地域の普及活動や施設整備を展開する上でも大切な基盤となります。

さらに、公益法人に移行すると、収益事業の利益を公益事業に使うことや、寄附を受けた場合に免税措置をすることが可能となる等、事業運営上の自由度が付与され、事業遂行上の利点が拡大することから、公益財団法人への移行を行うことと致しました。

【公益財団法人の運営】

今回の公益法人への移行申請は、あくまで日本国内の法体系が変わったことに対応したもので、JSAFのナショナルオーソリティとしての立場と直接関係ないことから、一般会員から見た場合のJSAF活動は、基本的にこれまでどおりです。

その一方で、大きく運営方法が変わる部分が出てきました。

先ず、評議員会ですが、これまでは、各加盟団体、特別加盟団体から評議員候補を推薦して頂き、理事会でその選任を決定してきましたが、新法では、評議員は財団設立者が意図する目的に沿って理事が運営を行っているかどうかを監視し、財団の行く末を左右する重要事項を決定する権限を有する立場の人となりました。これにより、執行を監督する立場にある評議員を理事が選ぶのはガバナンス上適切でないことから、理事会と独立し中立的立場にある人も加わった機関である「評議員選定委員会」を設置し、選任・解任を行うこととしました。任期もこれまでの2年から4年に延長されました。

通常、評議員会で決議するのは、当該年度の決算の承認、理事と監事の選任、議決に加わることができる評議員の過半数が出席する評議員会で、出席者の過半数をもって行います。通常の決議事項としては、役員の選任と解任とその監督に関する事項、監事の選任、当該年度の貸借対象表・損益計算書（決算書）の承認があります。

ただし、定款の変更、監事の解任、基本財産の処分または除外の承認等の重要な事項を

決めるには、評議員数の3分の2以上の賛同による特別決議が必要となりました。

その一方、事業計画や予算は、理事会で決定することになりました。評議員会の役割が変更されたことへ対応するため、「全国加盟団体代表者会議」を全加盟団体と特別加盟団体の代表者によって構成する正式な会議体として設置することとし、本年3月10日に第1回の会議を開催いたしました。これにより、本会議を活用しながらJSAFとしての大きな方針や施策に関わる事項、事業計画や予算について、対話を促進して行くこととしております。

会員は、JSAF活動を共に支える重要な基盤であり、会費も一般会計収入の約50%を占める重要な財源となっていますが、「会員」という文言は、寄付行為には明記されておりました。今回の公益法人移行申請では、定款の第40条に会員と賛助会員を明記するとともに、会員の加盟登録は、加盟団体、特別加盟団体経由だけでなく、JSAFとして直接受付ることを明記しており、会員の利便性を向上させる手段を明確にしています。

尚、今回の公益財団法人移行について、J-SAILING VOL.94 に特集記事が掲載されておりますので、ご一読頂ければ幸いです。

以上